

涌谷町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年2月25日

涌谷町監査委員 遠藤 要之助

同 竹中 弘光

## 定期監査及び行政監査結果報告書

### 1 監査の基準

本監査は涌谷町監査基準に基づいて実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条の規定による定期監査及び行政監査

### 3 監査の対象及び対象課等

学校備品の管理事務について

教育総務課及び町内小中学校

### 4 監査の着眼点

地方自治法第149条第6号においては、財産を取得し、管理し、処分する権限は、原則として地方公共団体の長に属するものと規定され、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号には、教育財産は教育委員会が管理すると規定されている。

さらに、財産の管理等については、地方財政法第8条、涌谷町財務規則第157条においても「物品は、常に良好の状態においてこれを管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。」と規定されていることから、監査の着眼点を次のとおり設定した。

- (1) 備品の取得及び処分は適正に行われているか。
- (2) 備品台帳が整備され、事務処理が適正に行われているか。
- (3) 備品の在庫管理、整理活用は適正に行われているか。
- (4) 備品の管理、不用品の処分は適正に行われているか。

### 5 監査の実施内容

#### (1) 監査の実施期間

令和3年10月25日（月）、27日（水）、28日（木）及び11月4日（木）

#### (2) 監査の場所

涌谷町役場監査委員室及び町内各小学校及び涌谷中学校

#### (3) 監査委員

涌谷町監査委員（代表監査委員） 遠藤 要之助

同 竹中 弘光

#### (4) 監査の方法

あらかじめ、各監査対象担当課から上記3についての関係書類の提出を求め、調査するとともに、監査初日に教育総務課担当職員から書類の内容を聴取し、その後、各小学校及び中学校において、現有備品の確認等を実施した。

### 6 監査の結果

#### (1) 教育総務課

ア 教育総務課に備えている備品台帳のほかに、様式の異なる学校備付けの備品台帳が存在しているが、その存在根拠があいまいであり、今回の監査資料としては使用できなかった。

イ 教育総務課の備品台帳と学校の現有備品との突合をした履歴がない。

#### (2) 涌谷中学校

ア 所在不明の備品があった（アイロン1台、投光器1台）。

イ ラインカーの所管替えが行われていない。

ウ 破損した跳び箱が放置され、廃棄処分が行われていない。

エ ラジカセが1台使用不能のまま放置され、廃棄処分が行われていない。

オ 二連梯子、脚立等が台帳に記載されていない。

#### (3) 籠岳白山小学校

小里小学校との統合による備品の整理が行き届いていないものがある。

#### (4) 涌谷第一小学校

特に指摘すべき点はない。

#### (5) 月将館小学校

特に指摘すべき点はない。

#### (6) 共通事項

ア 各校に、購入時期が相当古いと思われる備品が少なからず存在するが、備品台帳に記載されていない。

イ 各校への備品に、ラベルの貼付が徹底されておらず、様式も統一性がない。

ウ 各校それぞれで備品管理されており、教育総務課としての学校管理上、統一性に欠けている。

エ 各校において、学校統合時の所管替えや破損、紛失、廃棄等の処理が適切に行われたか疑問である。

## 7 監査の意見

(1) 各校で独自の備品台帳が整備されているが、台帳整理とその管理の手法等の統一性に欠けている。

全ての学校と教育総務課に共通する手法で統一し、情報が共有されることにより、備品管理が透明化されると思うので、ルール化を検討されることを望むとともに、現有備品の存在確認の結果を教育総務課において、記録管理すべきである。

(2) 学校備品について、全ての備品にラベルの貼付が必要であることを痛切に感じたので、記入内容をルール化し、全校の備品管理統一化に向け、早急に検討すべきである。

(3) 今回の現場踏査で、備品台帳に記されていない備品の存在が確認されているが、職員の私物なのか、学校備品なのか不明な部分もあり問題である。早急に確認し、台帳の整理をすべきである。

(4) 備品台帳にはあるが、存在又は数量の不足が確認できない備品は早急に調査し、所在不明であれば確認の上台帳から削除し、使用不能であれば廃棄処分等の処理を早急にすべきである。